

AI 関連発明に関する審査実務

2023 年 6 月(2024 年 6 月更新)

背景

- ✓ 五庁長官は 2022 年 6 月の会合で、「AI 関連発明に関する五庁の審査実務に関する既存資料の収集と五庁ウェブサイトでの公表」に関する NET/AI プロジェクトの立ち上げを承認しました。
- ✓ このプロジェクトの目的は、AI 関連発明に関する五庁の審査実務の概要を提供し、ユーザーが複数の国で特許権を取得するためにどのような点に注目すべきかを理解できるようにすることです。
- ✓ このプロジェクトが対象とするのは、AI 関連発明の特許化に適用される各庁の審査実務の要点を強調するために、審査ガイドラインの各セクション、実務マニュアル、事例などを含む五庁の関連する法律文書やリソースを収集することです。

既存資料収集結果

- ✓ 日本特許庁(JPO)はリーディングオフィスとして、プロジェクトに関するアンケートを実施し、回答を得ました。
- ✓ ウェブページへのハイパーリンクの形式で資料を掲載することで、アウトプットの陳腐化を避けることができます。ユーザーは、将来もリンクをクリックすれば最新の資料にアクセスできます。
- ✓ 五庁の回答の全文は、本書の附属書に掲載されています。
- ✓ 五庁からの回答の概要表は次ページからのとおりです。

免責事項

本データは、データ収集時における AI 関連発明に関する五庁の審査実務を明らかにすることを目的としていますが、その内容はいかなる法的拘束力を有するものではありません。五庁は、提示されたデータの完全性、正確性又は特定の目的への適合性を保証することはできません。

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
Q1. 最新の特許法の条文が参照可能な URL を回答ください。	欧州特許条約 [英語] [独語] [仏語]	特許法 [英語] [日本語]	特許法 [英語] [韓国語]	中華人民共和国専利法 [中国語] 中華人民共和国専利法実施細則 [中国語]	米国特許法 [英語]
Q2. 貴庁は、AI 関連発明に適用される審査基準等の資料について、どのような資料を作成していますか？ [特徴:] 1. AI 関連発明の審査実務・審査基準に特化して説明する資料 2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準を説明する資料 3. 全ての技術分野に関する審査実務・審査基準を説明する資料 4. その他	欧州特許庁審査ガイドライン (2022) [英語] [独語] [仏語] [特徴: 1, 2, 3] 欧州特許庁審査ガイドライン (2022) 第 G-II, 3.3.1 節 [英語] [独語] [仏語] [特徴: 1] 特に CIIs に関連する基準のセクションへのリンクを含むコンピュータ利用発明のインデックス [英語] [独語] [仏語] [特徴: 1, 2, 3] 欧州特許庁審判部判例法 第 10 版 2022 年 7 月 [英語] [独語] [仏語] [特徴: 1, 2, 3, 4] コンピュータプログラムの特許性に関する拡大審判部意見書 G3/08 [英語] [独語] [仏語] [特徴: 2] コンピュータ利用シミュレーションに関する拡大審判部査定 G1/19	特許・実用新案審査基準 [英語] [日本語] [特徴: 3] 特許・実用新案審査ハンドブック、附属書 B、第 1 章コンピュータソフトウェア関連発明 [英語] [日本語] [特徴: 2] 新たに追加された AI 関連技術に関する事例 (令和 6 年追加分) [英語] [日本語] [特徴: 1] 新たに追加された AI 関連技術に関する事例 (平成 3 1 年追加分) [英語] [日本語] [特徴: 1] 漫画審査基準: AI・IoT 編 [英語] [日本語] [特徴: 1、2] IoT 関連技術に関する審査基準 [英語] [日本語] [特徴: 2] AI 関連技術に関する審査事例 [英語] [日本語] [特徴: 1] IoT 関連技術等に関する事例 [英語] [日本語] [特徴: 2]	技術分野別審査実務基準 [韓国語] [特徴: 1, 2] 特許審査基準 [英語] [韓国語] [特徴: 3]	専利審査指南 [中国語] [特徴: 1,2,3]	特許審査便覧 [英語] [特徴: 3] 特許審査便覧、第 2106, 2161-2166, 2181-2186 章 [英語] [特徴: 2] AI 関連特許リソース [英語] [特徴: 1] AI 政策報告書 [英語] [特徴: 2, 3]

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
	[英語] [独語] [仏語] [特徴: 2]				
Q3. 貴庁は、他庁と協力して、AI 関連発明の審査実務・審査基準に関する比較研究を行っていますか？ [特徴:] 1. AI 関連発明の審査実務・審査基準に特化した比較研究 2. AI 関連発明を含むソフトウェア関連発明の審査実務・審査基準の比較研究	[EPO & KIPO] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明の比較研究 (2021) [英語] [特徴: 2] [EPO & JPO] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明の比較研究 (2021) [英語] [特徴: 2] [EPO & CNIPA] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明の比較研究 (2019) [英語] [特徴: 2]	[JPO&CNIPA] AI 関連発明比較研究 [英語] [日本語] [特徴: 2] [JPO & EPO] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明比較研究 [英語] [日本語] [特徴: 2] [五庁] AI 関連発明に関する国際特許審査実務シンポジウム [英語] [特徴: 1] [EPO, JPO & USPTO] 三極プロジェクト 24.2 下での比較研究報告書 [英語] [特徴: 2]	[EPO & KIPO] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明比較研究 [英語] [韓国語] [特徴: 2]	[EPO & CNIPA] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明比較研究 [中国語] [英語] [特徴: 2]	該当なし
Q4. 発明該当性に関する特許法における条文について教えてください。	欧州特許条約 (EPC) 第 52 条 [英語] [独語] [仏語]	特許法第 2 条および第 29 条第 1 項柱書 [英語] [日本語]	特許法第 29 条第 1 項および第 32 条 [英語] [韓国語]	中華人民共和国専利法 第 2 条、第 5 条および第 25 条 [中国語]	米国特許法 第 101 条 [英語]
Q5. AI 関連発明の“発明該当性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。	欧州特許庁審査ガイドライン (2022) [コンピュータ利用発明インデックス] [G-I] [G-II, 1] [G-II, 2] [G-II, 3.3] [G-II, 3.3.1] [G-II, 3.3.2] [G-II, 3.5] [G-II, 3.6] [G-II, 3.7]	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 B [第 1 章, 第 2.1 節]	技術分野別審査実務基準 [1301~1310, 7301~7306 ページ]	専利審査指南(2023)第 2 部 [第 9 章, 第 6.1.1 節および第 6.1.2 節]	特許審査便覧 [2106 特許適格性] 特許適格性ウェブページ [リンク]

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
Q6. AI 関連発明(又はソフトウェア関連発明)に関連する主題又は請求項の形式として、許容される例又は許容されない例について示した審査基準等の資料があれば、その該当箇所と共に教えてください。	欧州特許庁審査基準 (2022) [G-II, 3.3] [G-II, 3.3.1] [G-II 3.3.2] [G-II, 3.5.1] [G-II, 3.5.2] [G-II, 3.5.3] [G-II 3.6] [G-II 3.6.1] [G-II 3.6.2] [G-II 3.6.3] [G-II 3.6.4] [G-II 3.7] [G-II 3.7.1] [G-VII, 5.4] [G-VII, 5.4.1] [G-VII, 5.4.2] [F-IV, 3.9] [F-IV, 3.9.1] [F-IV, 3.9.2] [F-IV, 3.9.3] 欧州特許庁審判部判例法第 10 版 2022 年 7 月 [I.A.2.2.2] [I.A.2.4] [I.A.2.5] [I.A.2.6]	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 B [第 1 章, 第 1.2.1 節] [第 1 章, 第 2.1.2 節]	技術分野別審査実務基準 [1205~1211, 1301~1310, 6203~6204, 7301~7306, 55~76 ページ]	専利審査指南(2023)第 2 部 [第 9 章, 第 2, 3, 5.2, 6.2 節および 第 6.2 節の例 1-10]	特許審査便覧 [2106.03 適格性ステップ 1: 法定主題の 4 カテゴリー] 主題適格性ウェブページ [リンク]
Q7. AI 関連発明の“発明該当性”の判断手法についての理解を助けるため、何らかの事例がある場合、特定している情報について教えてください。 [概要:] 1. 発明該当性を満足する事例 2. 発明該当性を満足しない事例	審判部審決 T 1173/97 [リンク] [概要: 1] 技術審判部審決 T 1820/16 [リンク] [概要: 2] COMVIK アプローチ適用の仮想事例 (GL G-VII, 5.4.2.5) [リンク] [概要: 1]	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 B [事例 2-13] [概要: 1] [事例 2-14] [概要: 1] [事例 2-14'] [概要: 2] 特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 A [事例 3-2] [概要: 1, 2] [事例 5] [概要: 1,2]	技術分野別審査実務基準 [1301~1310, 7301~7306 ページ] [概要: 1, 2]	専利審査指南(2023) 第 2 部, 第 9 章, 第 6.2 節 [例 2, 3, 4, 5, 6, 7] [概要: 1] [例 1, 8, 9, 10] [概要: 2]	主題適格性ウェブページ [例 36] [概要: 1, 2] [例 39] [概要: 1]
Q8. 記載要件に関する特許法の条文をそれぞれ教えてください。 [1] 明確性 [2] サポート要件または記述要件 [3]. 実施可能要件/開示の十分性	[1] EPC 第 84 条 [英語] [独語] [仏語] [2] EPC 第 84 条 [英語] [独語] [仏語] [3] EPC 第 83 条 [英語] [独語] [仏語]	[1] 第 36 条第 6 項 2 号 [英語] [日本語] [2] 第 36 条第 6 項 1 号 [英語] [日本語] [3] 第 36 条第 4 項 1 号 [英語] [日本語]	[1] 第 42 条第 4 項第 2 号 [英語] [韓国語] [2] 第 42 条第 3 項第 2 号、第 42 条第 4 項第 1 号 [英語] [韓国語] [3] 第 42 条第 3 項第 1 号 [英語] [韓国語]	[1] 第 26 条第 6 項 [中国語] [2] 第 26 条第 4 項 [中国語] [3] 第 26 条第 3 項 [中国語]	[1] 米国特許法 第 112 条(b) [英語] [2] 米国特許法 第 112 条(a) [英語] [3] 米国特許法 第 112 条(a) [英語]

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
Q9. AI 関連発明の“明確性要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。	欧州特許庁審査ガイドライン (2022) [F-IV] [F-IV, 3.9] [F-IV, 3.9.1] [F-IV, 3.9.2] [F-IV, 3.9.3]	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 B [第 1 章, 第 1.2.1 節]	技術分野別審査実務基準 [1205~1211, 6203~6204, 7206~7208, 7402~7407 ページ]	専利審査指南 (2023) 第 2 部 [第 2 章, 第 2.1.1 節] [第 9 章, 第 5.1 節及び第 6.3.1、6.3.2 節]	特許審査便覧 [2171 請求に対する二つの個別要件]
Q10. AI 関連発明の“サポート要件/記述要件”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。	欧州特許庁審査ガイドライン (2022) [F-IV, 6] [F-II, 4.12]	AI 関連技術に関する新規追加審査事例 (平成 31 年追加) [10 ページ]	技術分野別審査実務基準 [1204~1205 ページ]	専利審査指南 (2023) 第 2 部 [第 2 章, 第 3.2.1 節] [第 9 章, 第 5.1~5.2 節]	特許審査便覧 [2163 記述要件]
Q11. AI 関連発明の“実施可能要件/開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。	欧州特許庁審査ガイドライン (2022) [F-III, 1, par. 4]	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 B [第 1 章, 第 1.1.1 節]	技術分野別審査実務基準 [1201~1204, 6201~6203, 7201~7206, 7401~7402 ページ]	専利審査指南 (2023) 第 2 部 [第 2 章, 第 2.1.3 節] [第 9 章, 第 5.1~5.2 節]	特許審査便覧 [2164 実施可能要件]
Q12. AI 関連発明のうち、AI 技術を用いて開発した物の発明についての“サポート要件/記述要件又は実施可能要件/開示の十分性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。	欧州特許庁審査ガイドライン (2022) [F-IV, 4.12] [F-III, 4] [F-III, 12]	-	技術分野別審査実務基準 [1201~1205, 3402~3403, 3502~3511 ページ]	該当なし	審査基準と研修教材 USPTO
Q13. AI 関連発明の“記載要件”の判断手法についての理解を助けるため、何らかの事例がある場合、特定している情報について教えてください。 [概要] 1. 明確性要件を満たす例 2. 明確性要件を満たさない例 3. 実施可能要件/開示の十分性を満たす例 4. 実施可能要件/開示の十分性を満たさない例	審判部審決 T 410/96 [リンク] [概要: 1] 審判部審決 T 2140/08 [リンク] [概要: 2] 審判部審決 T 161/18 [リンク] [概要: 4] 審判部審決 T 2574/16 [リンク] [概要: 1,3] 審判部審決 T 637/03	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 A [事例 46] [概要: 4] [事例 47] [概要: 3] [事例 48] [概要: 3] [事例 49] [概要: 3,4,5,6] [事例 50] [概要: 3,4,5,6] [事例 51] [概要: 4,6] [事例 52] [概要: 3,4,5,6] [事例 53] [概要: 5,6] [事例 54] [概要: 5,6] [事例 55] [概要: 1,2]	技術分野別審査実務基準 [第 1 章, 事例 1 (1403~1407 ページ)] [概要: 4,6] [第 6 章, 事例 1~7 (6401~6419 ページ)] [概要: 3,4] [第 7 章, 事例 2 (7504~7506 ページ)] [概要: 4]	該当なし	該当なし

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
5. サポート要件/記述要件を満たす例 6. サポート要件/記述要件を満たさない例	[リンク] [概要: 6]				
Q14. 新規性に関する特許法における条文を教えてください。	EPC 第 54 条 [英語] [独語] [仏語]	第 29 条第 1 項 [英語] [日本語]	第 29 条第 1 項 [英語] [韓国語]	第 22 条第 2 項 [中国語]	米国特許法 第 102 条 [英語]
Q15. AI 関連発明の“新規性”の判断に関する審査基準等の資料がある場合、該当箇所を教えてください。	欧州特許庁審査ガイドライン (2022) [G-VI] 欧州特許庁審判部判例法第 10 版 2022 年 7 月 [I.C.1-5]	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 B [第 1 章, 第 2.2.2 節]	技術分野別審査実務基準 [1311~1324 ページ]	専利審査指南 (2023) 第 2 部 [第 3 章, 第 3 節] [第 9 章, 第 6.1.3 節]	特許審査便覧 [2120 先行技術拒絶] [2131 新規性欠如 – 米国特許法 第 102 条の適用]
Q16. AI 関連発明の“新規性”の判断手法についての理解を助けるため、何らかの事例がある場合、特定している情報について教えてください。 [概要:] 1. 新規性が肯定されることを示す例 2. 新規性が否定されることを示す例	審判部審決 T 2440/12 [リンク] [概要: 2]	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Q17. 進歩性に関する特許法における条文を教えてください。	EPC 第 56 条 [英語] [独語] [仏語]	第 29 条第 2 項 [英語] [日本語]	第 29 条第 2 項 [英語] [韓国語]	第 22 条第 3 項 [中国語]	米国特許法 第 103 条 [英語]
Q18. AI 関連発明の“進歩性”の判断に関する審査基準等の資料について、該当箇所を教えてください。	欧州特許庁審査ガイドライン (2022) [G-VII, 5.4] [G-VII, 5.4.1] [G-VII, 5.4.2]	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 B [第 1 章, 第 2.2.3 節]	技術分野別審査実務基準 [1311~1324, 6301~6302, 7306~7316 ページ]	専利審査指南 (2023) 第 2 部 [第 4 章, 第 3 節] [第 9 章, 第 6.1.3 節]	特許審査便覧 [2141 自明性判断審査基準]

	EPO	JPO	KIPO	CNIPA	USPTO
	欧州特許庁審判部判例法第 10 版 2022 年 7 月 [I.D.9.1] [I.D.9.2]				
Q19. AI 関連発明の“進歩性”の判断手法についての理解を助けるため、何らかの事例がある場合、特定している情報について教えてください。 [概要:] 1. 進歩性が肯定されることを示す例 2. 進歩性が否定されることを示す例 3. その他の例	拡大審判部審決 T 1286/09 [リンク] [概要: 1] 拡大審判部審決 G 1/19 [リンク] [概要: 3] コンピュータ利用発明/ソフトウェア関連発明の EPO-JPO 比較研究 (2021) [事例 C-8] [概要: 2]	特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 A [事例 31] [概要: 2] [事例 32] [概要: 2] [事例 33] [概要: 2] [事例 34] [概要: 1, 2] [事例 35] [概要: 2] [事例 36] [概要: 1] [事例 37] [概要: 2] [事例 38] [概要: 1, 2] [事例 39] [概要: 1] [事例 40] [概要: 1, 2] 特許・実用新案審査ハンドブック 附属書 B 第 1 章第 2.2.3.3 節 [例 1] [概要: 2] [例 2] [概要: 2] [例 4] [概要: 1] [例 5] [概要: 1]	技術分野別審査実務基準 [第 1 章, 事例 2~5 (1407~1432 ページ)] [概要: 1, 2] [第 6 章, 事例 8~18 (6420~6444 ページ)] [概要: 1, 2] [第 7 章, 事例 3, 5, 6 (7507~7510, 7515~7522 ページ)] [概要: 1, 2]	専利審査指南(2023) 第 2 部, 第 9 章 [例 11, 13, 15] [概要: 1] [例 12, 14] [概要: 2]	該当なし

結果概要

- ✓ AI 関連発明の発明該当性については、五庁全てが事例を有しています。（Q7 参照）
- ✓ AI 関連発明の記載要件については、EPO、JPO、KIPO が事例を有しています。（Q13 参照）
- ✓ AI 関連発明の新規性については、EPO が事例を有しています。（Q16 参照）
- ✓ AI 関連発明の進歩性については、EPO、JPO、KIPO、CNIPA が事例を有しています。（Q19 参照）
- ✓ AI 技術の取扱いについては、いくつかのアプローチがあります。EPO、JPO、CNIPA は、審査基準等に AI 関連発明に特化した項目や事例を記載しています。KIPO は、AI 技術分野に特化した審査基準を有しています。USPTO は、AI に関する特許の情報をまとめたウェブページを公開しています。（Q2 参照）

